

東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会設置要綱

(設置)

第1 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく、東久留米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進及び見直しにあたり、幅広い見地からの意見を求めるため、東久留米市まち・ひと・しごと創生推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の推進及び見直しに関し必要な事項について意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合戦略に関し、東久留米市長（以下「市長」という。）が指示する事項

(組織)

第3 懇談会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 産業関連団体関係者 1名以内
- (2) 学識経験者 1名以内
- (3) 金融機関関係者 1名以内
- (4) 労働関連団体関係者 1名以内
- (5) 東久留米市子ども・子育て会議委員（委員であった者を含む。） 1名以内

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第3第2号に掲げる者とする。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、懇談会を主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償)

第8 懇談会の委員に対しては、職務の遂行に要する報償を予算の範囲内で支給

する。

(庶務)

第 9 懇談会の庶務は、企画経営室企画調整課において処理する。

(委任)

第 10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成 28 年 5 月 10 日から施行する。